

おり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和元年11月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

中部管区広域緊急援助隊合同訓練用工作物の設営及び撤去業務 一式

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

令和元年11月25日から令和元年11月30日まで

(4) 委託の実施場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和元年富山県告示第294号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和元年富山県告示第294号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警備部庶務係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和元年11月1日から同年11月8日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分までに、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和元年11月15日 午前10時

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

4 開札の日時、場所等

(1) 開札の日時 令和元年11月15日 午前10時

(2) 開札の場所 〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 9 階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会の下で行う。ただし、開札に立会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 3(1)の機関に届け出るものとする。

5 入札保証金に関する事項

免除とする。

6 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した競争入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

7 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、一切の費用を含んだ総額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額

を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

9 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年11月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

文苑堂書店 藤の木店 富山市開1325 ほか15筆

2 店舗を設置する者 株式会社パローホールディングス

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 文苑堂書店 藤ノ木店 富山市開1325 ほか15筆

(変更後) 文苑堂書店 藤の木店 富山市開1325 ほか15筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社文苑堂書店 高岡市末広町40番地

代表取締役 吉岡 慎太郎

(変更後) 株式会社文苑堂書店 高岡市駅南五丁目 2 番20号

代表取締役 吉岡 幸治

(3) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

(変更前) 2, 121㎡

(変更後) 2, 643㎡

4 変更の日 令和元年 4 月 1 日 ほか

5 変更の理由 名称が変更になったため ほか

6 届出の日 令和元年10月11日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年11月1日から令和2年3月2日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年11月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

文苑堂書店 清水町店 高岡市泉町685番7 ほか10筆

2 店舗を設置する者 株式会社文苑堂書店**3 変更事項****(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計**

(変更前) 965㎡

(変更後) 1,553㎡

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時及び午後10時

(変更後) 24時間

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後10時30分

(変更後) 24時間

4 変更の日 令和2年6月12日 ほか**5 上記3の変更に係るもの以外の事項****(1) 店舗において小売業を行う者 株式会社文苑堂書店****(2) 店舗の施設の配置に関する事項**

ア 駐車場の位置及び収容台数 建物東側 62台

イ 駐輪場の位置及び収容台数 建物東側 45台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積 建物南側 9.0㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物南側 8.1㎡

(3) 店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 東側

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前3時～午前11時

6 届出の日 令和元年10月11日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年11月1日から令和2年3月2日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定に基づき、令和元年9月に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年11月1日

富山県監査委員 山本 徹

富山県監査委員 瘡師 富士夫

富山県監査委員 天坂 幸治

富山県監査委員 伊東 尚志

1 県の機関

(1) 監査対象箇所

		監査年月日
農林水産部	新川農林振興センター	令和元年9月5日
同	富山農林振興センター	令和元年9月2日
同	高岡農林振興センター	令和元年9月3日
同	砺波農林振興センター	令和元年9月4日
同	農林水産総合技術センター	令和元年9月13日
土木部	高岡土木センター	令和元年9月26日
同	砺波土木センター	令和元年9月25日
同	和田川ダム管理事務所	令和元年9月25日

(2) 監査対象年度

平成29年度及び平成30年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 歳入調定事務に遅延しているものがあつた。
- イ 過年度支出が生じた。
- ウ 交通事故による損害が生じた。
- エ 車両の損傷による損害賠償があつた。
- オ 施設管理事務による損害賠償があつた。(3箇所)
- カ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書に未整理のものがあつた。

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所

監 査 年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会

令和元年9月24日

公益社団法人富山県野菜価格安定資金協会

令和元年9月18日

公益社団法人富山県畜産振興協会

令和元年9月18日

公益財団法人伏木富山港・海王丸財団

令和元年9月24日

(2) 監査対象年度

平成30年度

(3) 監査結果

補助団体における補助事業の執行、出資団体における財務の執行及び公の施設の管理団体における業務の執行は、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

ア 契約書の規定に違反しているものがあつた。